

H24.8
第67号

マリアス ニュース

(海上保安庁総合保険)



作品名:富士から望む朝日 撮影者:外崎 孝一

平成25年の更新のご案内が始まりました!!

申込締切日(手続はお早めに!)

平成24年9月28日(金)

● 加入内容に変更がなければ申込書・加入申込票の提出は不要ですが、制度内容の改訂がありますのでご注意ください。

海上保安庁

本庁秘書課
大学・学校総務課
管区本部厚生課

契約代表者:財団法人 海上保安協会

マリアスの募集について

● **募集期間** 平成24年8月20日(月)～9月28日(金)

留意事項

- マリアスの制度内容等が**大きく変わっています**ので、パンフレット等をご覧いただき、内容を必ず確認してください！
- グループ保険(子ども特約付年金払特約付団体定期保険)については、制度の大幅な改訂を行ったことから、**今回の募集に限り**、新規加入の年齢制限(40歳まで)を撤廃し、S28. 4. 2以降生まれの方まで新規加入ができます！
- 疾病医療上乗せ保険(団体傷害疾病保険(疾病のみ補償))を新たに導入しました！
- 団体傷害保険の保険料等を改定しています！

募集期間中の問い合わせ先(上記日程以外は使用できません)

グループ保険
医療保障保険
三大疾病保障保険

団体傷害保険
疾病医療上乗せ保険
長期所得補償保険

明治安田生命保険(相)
0120-170323

三井住友海上火災保険(株)
0120-321307
(有)海交会
03-3297-7582

●土・日・祝日を除く

9:00～17:00

※上記時間帯以外はマリアスWEBサイト内の「[e-mail ちょっとメールで質問したい](#)」をクリックして、フォームに質問を記載し、送信→後日、メール等にて回答します。

マリアスの制度内容が充実しました！①

グループ保険の改訂

上位の保障額の設定

○5,000万円、5,500万円、6,000万円を新設(55歳までを対象)

+

退職後の継続年齢の延伸

○継続加入年齢を80歳まで延伸(現行:70歳)
○300万円、200万円、100万円を新設(66歳以上)

制度の安定的な運営のための措置

○保険料率を分離し、保険料の上昇を抑制
65歳まで:平均保険料率と年齢群別保険料率を4:6の割合で併用(現行どおり)
66歳以上:年齢群別保険料率を適用

○年齢に応じて保険金額を制限
*56～60歳:上限4,500万円(現行3,000万円)
*61～65歳:上限2,000万円(現行1,500万円)
*66～70歳:上限700万円(現行700万円)
*71～75歳:上限300万円(新設)
*76～80歳:上限200万円(新設)

遺族ガイダンスサービスの導入

- 残された家族に対する生活の支援、精神的な支援を提供
 - *当面の不安を解消するため、給付や公的な手続きについて説明
 - *長期収支予測を基に今後の生活のアドバイスを行うことで、将来の不安を解消
 - *ファイナンシャル・プランニング、健康、医療及びメンタルヘルスの相談サービスを提供

詳細については、パンフレットをご一読ください。

マリアスの制度内容が充実しました！②

疾病医療上乗せ保険の導入

現行の医療保障保険に上乗せして保障(補償)の充実を図る新たな疾病医療保険の導入

日帰り入院から補償される保険

- 次の2コースを設置
 - * 入院日額5,000円、通院日額2,500円のコース
 - * 入院日額3,000円、通院日額1,500円のコース
- 入院日額の10~40倍の手術保険金を給付

退職後も長期に補償される保険

- 退職後の継続加入年齢は79歳まで

保険料は年払い

- 平成24年12月27日(木)口座振替

※ 三井住友海上火災保険株式会社による単独引受

このニュースは保険の特徴を説明したものです。詳細については、パンフレットをご覧ください。

団体傷害保険の保険料等を改定します

団体傷害保険の改定内容

- 割引率が変わりました。**
保険金の支払いが増大し、損害率が悪化したため割引率が次のとおり変更されました。
【基本補償(除く自転車総合保険)】 52.75% → 40.15%
【基本補償(除く自転車総合保険)以外】 47.5% → 33.5%
- 割引率の変更により、各タイプ・オプションで保険料・補償内容を変更します。**
詳しくはパンフレットに添付されている「新旧読み替え表」等をご覧ください。
- オプションパックの「生活用動産損害」にセットされていた「臨時費用保険金」が補償対象外となりました。**
基本の損害保険金が支払われる場合に、事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して臨時費用保険金(損害保険金×30%)が支払われていましたが、これがなくなります。(「残存物取片付け費用保険金」、「失火見舞い費用保険金」は引き続き支払い対象となります。)
- 個人賠償セット名の表記が夫婦型・家族型で変更になります。**
【夫婦型】 G → J H → K
【家族型】 G → L H → M

このニュースは保険の特徴を説明したものです。詳細については、パンフレットをご覧ください。

● 変更点(その他)

2012年より生命保険料控除の対象が変わっています!

昨年のニュースでもご報告のとおり、マリアスにつきまして一部分を除き、一般生命保険料控除の対象となっておりますが、その取扱内容が2012年1月1日より下記のとおり変わっておりますので、ご注意ください。

(2011年まで)

(2012年1月1日以降)

商品	控除対象
グループ保険	一般生命保険料控除
医療保障保険	一般生命保険料控除
三大疾病保障保険	一般生命保険料控除
長期所得補償保険	一般生命保険料控除



商品	控除対象
グループ保険	一般生命保険料控除
医療保障保険	介護医療保険料控除(新設)
三大疾病保障保険	一般生命保険料控除
疾病医療上乗せ保険 (2013年以降より適用)	介護医療保険料控除(新設)
長期所得補償保険	介護医療保険料控除(新設)

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

● 加入、更新に際しての留意事項

① 新規加入、加入内容を変更する場合

- ・新規加入、加入内容を変更する場合は必ず**加入申込票(申込書)の手続きとご提出が必要です。**
- ・グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険の加入内容に**変更がある場合は、該当箇所すべて記入・押印をお願いいたします。**
- ・また、**新規加入、増額に際しては健康状態の告知を正確に行ってください。**(団体傷害保険は告知不要です)
- ・団体傷害保険は家族構成の変更(結婚、出産、子ども就職など)があった場合、タイプ(個人型、夫婦型、家族型)の変更の必要がないか十分に確認し、必要な場合必ず加入申込票の手続き、ご提出をお願いします。**変更の申出をしない限り、加入申込票(申込書)に打ち出された契約内容どおりでの自動継続となりますのでご注意ください。**

② 加入内容に変更がない場合

- ・**加入申込票(申込書)の手続き、提出は不要です。**
- ・加入申込票(申込書)を提出されない場合、各種保険制度は同保障額で自動継続となりますが、年齢超過による脱退や減額、保険料の年齢による変更は**自動的に適用されます。**

**注意)今年度限りです。
来年からは従来の40歳6カ月までとなります。**

③ 新規加入できる上限年齢について(現職)

- ・ **グループ保険** : S28.4.2以後に生まれた方 (H25.1.1現在の保険年齢**59歳3か月**まで)
- ・ **医療・三大疾病保険** : S27.7.2以後に生まれた方 (H25.1.1現在の保険年齢**60歳6か月**まで)
- ・ **疾病医療上乗せ保険** : S27.7.2以後に生まれた方 (H25.1.1現在において**60歳6か月**まで)
- ・ **長期所得補償保険** : S28.1.2以後に生まれた方 (H25.1.1現在において**59歳**まで)

● マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・疾病医療上乗せ保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。ぜひアクセスしてください!!

【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能

- ・海保庁のパソコン : 庁内(秘書課)イントラネットのリンクからアクセス
- ・自宅等のパソコン : 検索サイトの「海上保安庁総合保険(マリアス)」からアクセス又は
<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に接続 (パスワード: 19480512)

◆◆ 海上保安庁 健康安全標語 ◆◆

(健康管理部門)

「あいさつは 心を繋ぐ あい言葉」

比田勝海上保安署 巡視艇はやくも 伊美 真琴

(安全管理部門)

「安全は ひとりひとりが 責任者」

小浜海上保安署 鈴木 祐司

